

米国 MSU 継続教育部の点検・評価について (II)

小川 哲生

はじめに

本論文は、米国ミシシッピ州立大学継続教育部 (Mississippi State University, Division of Continuing Education 以下 MSU, CE) が機関別基準認定団体総会 (AIAB) の地域団体である南部地区基準協会委員会 (The Commission on Colleges of the Southern Association of Colleges and School, 以下 SACS) より受けた資格再認定についての先の調査に続き、SACS が教育機関を認定する際の基準ないしその視点について調べ、それと日本の大学設置認可及び自己点検・評価との相違を調べたものである。紙面の制限上、MSU, CE の自己点検・評価についての調査は次回にする。

米国の大学は、恒常的に行われる自己点検・自己評価 (以下、点検・評価) とは別に、その大学が属する地域の基準協会から10年毎に資格の再認定 (Reaffirmation of Accreditation) を受けなければならないので、そのための報告書を作成する事が必要となる。再認定の可否を問う実地調査に当たる視察団員は、当該大学が行った点検・評価報告書を基に調査に当たるので、MSU では、資格再認定の調査が終わった5年後から、大学全体の大々的な点検・評価作業を行い、それを基に5年後の資格認定に備えている。この様に、大学の点検・評価は、SACS の資格再認定調査と連動しているので、点検・評価の視点・基準等は、SACS が調査する視点・基準等に添って行われる。そこで、本論では、まず初めに SACS が示す基準の認定のための点検項目、認定の基準及びその視点等の特色について調べ、次に、日本の大学設置認可及び点検・評価との相違について調べていく。

I SACS の認定基準

(1) 基準認定対象

SACS は、全米高等教育基準認定協議会 (COPA) に属する機関別基準認定団体の一つであり、南部地域に属する大学は全て SACS の基準認定を受けることになる。基準の認定に際しては、認定の基準 (Criteria for Accreditation) を協会が明示している。この認定基準は、SACS 加盟の大学代表者によって適宜改正されており、最新のものは、1984年に開催された代表委員会により基本的な内容が策定され、1995年に再改正されたものである。その認定基準に関わる点検対象項目の構成及び評価の視点は、以下の通りである。

第1部 認定の原則

(1) 認定を得るまでの大学の成すべき事とその責任

- (2) 評価 (criteria) の視点
- (3) 評価の対象は大学が行う教育研究等全てに亘り、全ての部門を評価認定する
- (4) 認定の条件

第2部 大学の目的

第3部 大学の有効性

- (1) 教育活動に関わる計画と評価
- (2) 管理運営と教育支援体制に関わる計画と評価
- (3) 研究活動

第4部 教育活動

- (1) 教育活動への一般的要求
- (2) 学部教育
入学・卒業要件・教育課程・教授法・学習援助・等
- (3) 大学院教育
大学院の設置・拡大・入学・学位取得要件・教育課程・教授法・研究援助・等
- (4) 大学出版
- (5) 遠隔教育
- (6) 継続教育, 大学拡張及び市民サービス
- (7) 学籍記録
- (8) 教員
教員の選考・教員の学問的・専門的水準・非常勤教員・教育助手 (TA)・教員の待遇・学問の自由とその保障・教員の研修・教授会の役割と委員会・教員の負担・教員評価の基準とその手続き・等
- (9) 他大学等との連携と協定

第5部 教育支援体制

- (1) 図書館及びその他の教育研究機関
目的と範囲・サービス内容・図書館コレクション・協報技術・図書館スタッフ・遠隔教育活動に資する図書館等の役割
- (2) 情報技術の利用とそのシステム
- (3) 学生支援体制
学生支援の指針・施設・設備・財源・学生支援の活動内容；
a, カウンセリング b, 学生自治会 c, 学生会館 d, 保健サービス e, 学費支援等
- (4) 大学間競技会
目的・大学の監督・財務管理・学業支援・等

第6部 管理体制

- (1) 組織と管理
管理者の明確化・理事会・評議会・管理組織等
- (2) 大学に対する援助組織
同窓会・寄付金
- (3) 財源
財務管理組織・予算計画・予算管理・外部組織との連携・会計報告・調達と監査・償還計画・出納・投資計画・危機管理と保険・大学外部で行う財務企画

- (4) 物的資源
土地管理・施設設備管理・安全管理・施設設備計画
- (5) 外部資金との契約
- (6) 外部諸団体との関係

以上が、基準認定を得るための各評価対象項目である。これらは、我が国の大学基準協会がモデルとして出している各大学が行う点検・評価の点検項目と大体同じであるが、大きく異なる点は、大学（学部・学科等）を設置申請する場合要求される数量的規則をもって示す基準がないことである。後述のように、日本の大学設置認可は、基準となる事項をカバーすれば、ほぼ自動的に認可されるが、米国の認定基準は、認定された後の「大学の質の維持向上」を目指す事に力点が置かれ、その努力を怠れば認定資格を失う。それ故、再認定を得るために必要なことが、点検・評価作業であり、それを通じた自己改革の方策を示すことである。SACSの認定のための評価基準の視点を、CRITERIA FOR ACCREDITATION からその第2部及び第3部を例にとって以下見ていくことにする。

(2) 評価の視点

①第2部：大学の目的

大学は、大学教育としてふさわしく同時にその大学固有の役割を果たすことを明確に定めた目的あるいは使命を述べなくてはならない。

この声明は、その大学の特色を詳細に述べているものであると共に、その大学の実体と活動について明らかにするものでなくてはならない。大学の、この姿勢と実際の活動は、大学が公言する目的と合致していなくてはならない。大学は、適切な公刊物によって、その目的が現在どのようなものになっているか正確に例証しなければならない。

明言された大学の目的を実現化していくことが、主要な教育上の決定を形作るものであり、それは、大学の教員、管理者及び理事会の努力を通して、発展させていくべきものである。重要な教育上の決定は、理事会によって是認されなければならない。大学は、定期的に大学の目標とするものを再検討しなくてはならない。それは、その大学が公共に対して果たす役割を再考していくと同時に、それに伴う大学内部の変革を考慮して行わなければならない。大学が明言する目的が、大学が行う全ての運営、教育計画や活動のその根拠となるものである。以上から、計画とその評価の手順、教育活動、学生に対する教育上の支援、財政的物的資源、及び、管理運営が、目的を達成するのに十分且つ適切であることを、大学は証明しなければならない。

②第3部：大学の有効性

大学の有効性についての思想が、基準認定に関する SACS の哲学の中心であり、大学教育とその運営の中心である。

それは、大学を認定する評価基準を貫いている。この思想は、大学構成員の一人ひとりが質的向上を目指す仕事に従事し、それ故、大学の目的を達成していることを証明出来るという考えの根拠となっている。大学構成員の一人ひとりによって得られた教育の質と有効性が、その大学を認定するか否かの重要なポイントである。教育の質と有効性

を評価するという作業は、注意深い分析と専門的な判断が要求される困難な仕事ではある。けれども、大学の主要側面を総合的な計画とその評価システムを利用することによって、大学の質と有効性を記録することが、全ての大学人に期待されている。

SACSは、その大学の有効性についての考え方を、ある特定の解釈によって良しとするものではない。SACSが大学構成員に期待しているのは、大学の目的を教育活動とその評価の基となるよう活用し、多様な評価方法を駆使し、もって、授業と学習支援が共に改善されていくために、教育活動とその評価過程の成果を利用していることを証明して欲しいということである。教育の質は、大学が自ら創り上げた目標を如何に効果的に成し遂げたか否かによって、最終的に審判される。

記述されたものの中に大学の方針や施策があり、適切な過程を経てそれが承認され、適切な方法によって記録資料を公刊し、評価作業や施策に関わったもの全てに面接することが出来ることによって、SACSは大学を基準に合ったものとして認定することができ、大学の方針や施策を委ねる事ができる。

②-1 教育活動に関わる計画と評価

大学の活動は、教育と研究並びに公共への奉仕が含まれている。これらの活動を計画し評価することを、大学は制度化し、広範囲且つ内部相互に関連づけた上で適切に行われなければならない。

大学は、期待される教育的成果を明確にし、成果を分析する方法を記述しなければならない。

大学は、

- 1) 大学教育にふさわしい、明確に定義された目的を創り上げること
- 2) この大学の目的に合致した教育目標を明確に具体化していくこと
- 3) この教育目標が達成されるまで評価活動を実施し、それを発展させること。
- 4) 評価によって得られた成果を、教育活動やサービス及び運営の改善に役立てるようにすること

大学は、指針とその施策を教育的有効性が得られるよう評価し発展させなければならないが、それは学生の教育の質及び研究と奉仕の質の向上をもたらすよう評価しなくてはならない。この評価は大学の教育目標が全ての学問的・研究的水準及び大学の公共奉仕的活動を包括するものでなくてはならない。教育活動に対する評価は、学生の学習到達度を証明でき得る質的量的データを集め分析する事を含むべきものである。

専門教育及び教養教育の評価に際し、次の事を留意すべきである (イ)教育方法の評価 (ロ)施設・設備の条件 (ハ)明確な採点基準を持ったテスト (ニ)レポート・論文・口頭面接のありかたの分析 (ホ)科目の合格率 (ヘ)大学院入学志願者の入学合格率 (ト)就職率 (チ)資格取得合格の結果 (リ)卒業生にする雇用者の評価 (ヌ)卒業生の追跡調査 (ル)転校先大学に於ける状況。

大学は、自ら評価するに当たって、それが成功しているか否かは、大学の目的に添って学生が学習を行ったのか否かと言う視点から行われるべきものである。それは、適切に工夫された教育課程を履修し、公的資格試験に合格し、就職できたか否かを含むものである。

②-2 管理運営と教育支援体制に関わる計画と評価

教育活動に対する計画と評価の提示に加えて、大学は、管理運営と教育支援体制に対する計画と評価を例証しなければならない。

管理運営及び教育支援体制の各部門に対する評価は

- 1) 大学の目的や目標を支援する業務上の目標を明確に打ち出すこと
- 2) 各部門の目的を支援する目標を形創ること
- 3) これらの目標が各部門で達成されるまで評価活動を実施発展させること
- 4) 評価の結果を、管理運営と教育支援体制の改善に活用すること

付け加えるに、計画と評価の作業に於いて、各部門は、組織内外の諸要因を考慮し、その部門の計画作りに当たって有益となる情報を生み出す評価方法を発展さすべきである。

②- 3 研究活動

大学に於ける研究は、大学が行う計画と評価の中心的部分を占めなければならない。研究に関わる資料を収集し、分析し、その成果を広めていく上で有効性を持たねばならない。大学は、研究活動が効果的に行われているか否かを恒常的に評価し、そこで明らかになったことを研究活動の改善のために活用しなければならない。

大学に於ける研究活動は、大型研究チームによって行われていたり、そうでなかったりしていても、いずれの場合も、次のことはすべきである。(イ)外部の研究や報告を利用すること (ロ)大学内部の研究を立案し、実行する際には、学生、教員、施設、設備、諸計画、市民への奉仕及び予算と関連づけること (ハ)今後の研究を発展させるに適したデータ・ベースを拡張していくこと (ニ)研究活動が、計画、評価、運営に関連づけられていること。

大学は、研究の実施、必要な条件の整備に対し管理責任を負うものであり、研究に関する情報の開示の義務を負うものである。

以上のように、SACS が示す認定のための評価の基準は、学生数、教員数、校地面積等がある規定化された特定の基準をもって判断するのではなく、大学が「大学教育の質的改善」を目指し、自己改革の道を歩むことのその方策を要求しているだけである。本評価基準のうち、具体的規則による運営を要求しているのは単位計算（カーネギー・ユニットを正確に守ること）、教員資格（学位所持者の任用）、会計記録（米公認会計士協会等が定めた基準）程度だけである。

継続教育についても、以下のようにその評価の視点だけを示している。

③ 遠隔教育活動

校内授業あるいは、学外授業での卒業要件単位の修得、通信教育、メイン・キャンパスから地理的に離れている場所に於ける情報装置を活用した各種の教育活動等、このような教育活動である遠隔教育が大学の正当なる教育活動であることを SACS は認識している。大学は、遠隔学習の明確且つはっきりとした目的を提示しなければならない。大学は、遠隔教育が達成しようとする目標と同時に、遠隔教育活動が有効性を持っていること及びそれがあらゆる認定評価の基準から見て適正であることを証明しなければならない。

③- 2 継続教育、大学拡張及び市民サービス活動

今日の社会は、個々人の自発性に基づくものではあるが、多くの人々に生涯学習に関わるよう要求している。高等教育機関のほとんどは、彼らの目的がより適うよう工夫して、生涯学習の機会が与えられるよう市民サービスの内容を具体化しつつある。これらの機会は、多くは、継続教育、大学拡張、市民並びに地域サービス教育活動と言う形で行われている。この様な活動は、単位の修得となるもの、正式な単位の修得とならないもの、大学キャンパスで行われているもの、学外で行われているもの等であり、その学習の仕方は多種多様である。

継続教育、大学拡張及び市民サービス教育は、大学の目的に明確に関連づけられていなければならない。全ての継続教育活動は、正式な単位として行われるものあるいはそうでないものでも、恒常的に評価活動を行わなければならない。

全ての継続教育、大学拡張及び市民サービス教育のうち、正式な単位となるものは、協会の基準の、特に「教育活動」で要求する基準に合っていないなければならない。

大学拡張と市民サービス教育活動を行う際、大学は必要とされる支援と資源を与え、同時に恒常的に評価活動をしなければならない。

II 日米の大学設置認可（基準認定）と点検・評価の相違

前論文で既述したように、米国の大学の設置認可過程及び基準認定と、日本のそれとは大きく異なるが、ここでは、日本の大学設置認可過程と各大学が行う自己点検・自己評価の概要に触れ、日米の相違について論じてみる。

(1) 日本の大学（学部・学科等）の設置認可過程

既述のように、米国の大学設置認可は、人種・宗教・政治等諸権力との軌轢の中で生まれた独自の制度、即ち、高等教育機関同志のギルド的色彩の濃いボランティア的方法による制度を形成してきたが、それに対して、日本の大学設置認可過程は、明治以降の富国強兵・殖産産業・文明開化の方針のもと、及び大学設置の資金的制約等の諸条件のもとで、中央政府（文部省、当時）が認可の権限を持ち、そこで定めた法令・方針・行政指導によって進められてきた。勿も、この様な中央集権制度は偏に大学行政及び教育行政全般のみならず社会のほとんどの分野でそうであるが。

このような大学（含む学部・学科・大学院等、以下大学等）の設置認可に関わる文部科学大臣の権限の根拠となる法令は以下の通りである。

- (イ) 大学等の設置認可については、学校教育法第4条で文部科学大臣の権限に属するものとされている。
- (ロ) 設置認可申請に関わる届出手続及びその包括的内容（目的・名称・位置・学則・経費等）は、学校教育法施行規則第3条で規定され、大学通信教育については、同施行規則第7条4で開設申請に関わる事項が規定されている。
- (ハ) 認可を受ける大学等の設備・編成・学部学科等及び教員の資格に関する事項は、文部科学省令である大学設置基準に規定されており、同様に大学院、大学通信教育、短期大学についても、同省は各々の設置基準を設けている。
- (ニ) 大学等の認可に際し、文部科学大臣への建議機関として文部科学省に大学設置・

- 学校法人審議会を置き、私立学校法人立の大学等設置については、私立学校法等の法令の外、私立大学の認可等に関わる事項を調整審議するための機関として、同審議会に学校法人分科会が置かれることを、学校教育法第69の4で規定している。
- (ホ) 大学等の設置認可の可否は、政令である大学設置・学校法人審議会令等及び大学設置分科会決定である大学設置分科会運営細則を根拠に、そこで、実質的に判定されている。
- (ヘ) 大学設置分科会は、同会決定による大学設置分科会審査運営内規により、審査案件に係る教員組織、教育課程等の調査を各専門委員会に付託し、設置認可に関わる私立大学学校法人の基本財産、運営資金等の事項を除けば、教学に関わる事項は、實際上、大学設置分科会で審議される。特に、教員組織の審査が、認可の大きな条件となっている。
- (ト) 文部省は、認可申請に際し、認可申請に関わる書類及び期限等の手続きに関わる規則等を設け、それらの規則に則り申請手続きが行われるよう規定している。その他、細々とした規則は紙面の関係上割愛する。
- (チ) 大学が自ら質的向上を計るための自己点検・評価については、大学設置基準第2条でその実施義務について規定している。

(2) 日本の大学に於ける点検・評価の現状

日本の大学が、文部省（当時）より点検・評価を行うよう奨励され、後にその実施及び報告の公表を義務づけられるようになった背景の一つは、大学設置基準の「大綱化」によるその対価としてであった。多くの大学は、「大綱化」の趣旨を一般教育の解体・再編成と見なし、それについては熱心であったが、点検・評価については、どちらかと云えば「仕方ないけど取り敢えずやってみよう」程度ではなかったのではないかとと思われる。設置認可後（誕生後）の身体をその成長に応じて自ら健康診断し、治すべき所を早く発見し、それに対処するという点検・評価の理念や必要性を大学人が充分認識し、その意味を共有した後に点検・評価を行ったのかどうか疑わしいと言われても反論できないのではないかと。筆者は、10以上の大学の点検・評価報告書を読んでみたが、綜体的に言えることは、点検のための調査、特に教員の研究業績に対する調査はよく行っているが、大学の設置目的を基本的視点とし、そこから大学全体の活動を点検していこうとする報告書はほとんどなかった。更に、点検はしても、「評価」が不十分であったり、改善すべき教育研究活動等の中長期的目標及び短期的目標を掲げ、その達成計画の視点から評価活動を行ったものはほとんど見られなかった。その理由を推察していくと、点検・評価を行い始めてからまだ日が浅いと云うことを除くと、今日に至るまで、大学は強固な文部法令や行政指導の下に設置認可され、運営されてきた経験があまりにも長かったので、自らの責任で大学を改善しながら運営していこうとする姿勢が欠けているのではないかとと思われる。日本の大学管理者は、大学運営に際し常に行政当局の目を意識しながらそれに当たってきたので、「自己」点検・評価という、自らの責任で自ら痛みを伴う改革を行うことに慣れていないのではないかと。全国各地域等はその独自の発展史を持っているので、米国の大学と同様なことを行うことはその妥当性を欠くが、大学は本来が自治組織であるが故に、自己改革のための点検・評価は必要不可欠であり、その方法については米国の先験例は大きく参照されると思う。

おわりに

Accreditation の語義は、信用・信任 (credit) を獲得 (acquire) するという意味であるが、獲得すべき信用を「誰から与えられる」かが、日本の大学が今直面している課題であると思われる。明治以降それは明らかに「行政当局が」からであったが、今日それが「市民」からへと大きく変わろうとしている。少子化、経済的不況、グローバリゼーション等の大きな波は、大学教育に対する需要と供給のバランスを大きく崩そうとしている。日本社会の多くの側面で起こっているのと同様に、明治以降の政策の基本となった政府主導による「高規格大量生産型」社会の転換が大学にも起こっている。行政当局も従来の規制を大きく緩和させようとしている今日、大学が独力で社会的・学問的存在をかけ、自己改革の歩みを進めるための必要条件として、点検・評価のあり方について議論を進める必要があると思われる。